

第 3 章 課題別施策の推進

1 同和問題

《現状と課題》

- 本市では、昭和 44 年（1969 年）の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、33 年間に 3 度にわたり制定された特別措置法に基づき、市政の重要な課題と位置付け、市民の同和問題に対する差別意識を変革し、解決に向けた正しい理解と認識を高めていくための啓発に取り組んできました。
- 学校教育では、教職員の研修の充実に努めるとともに、県や市の教育方針に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権問題を取り上げ、理解と認識を深めながら、差別意識の解消に向けた教育を積極的に推進してきたところです。
- 社会教育においても、人権の尊重を根幹として、家庭、学校、地域など多くの市民を対象に、広報活動や講演会、パネル展、職員や各種団体、企業等への研修、学習会の開催などにより同和問題の早期解決を目指した教育及び啓発を推進してきました。
- 近年では、インターネットの匿名性を悪用し、同和地区に関する情報の流布、賤称語（資料 P3）を用いた個人や団体に対する誹謗中傷、同和問題をかたった差別的な書き込みが行われるなど、差別の態様が変化しています。
- 平成 28 年（2016 年）12 月に施行された「部落差別解消推進法」において、部落差別が現存することが明記されるなど、同和問題の解決が国民的課題であることが改めて示されました。
- 今後も、市民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、問題解決への主体的な取り組みを促進するため、なお一層効果的な啓発に努める必要があります。
- 本市が実施してきたこれまでの取り組みは、あらゆる人権問題の解決や共生社会の実現に向けた取り組みの重要な指標になるものでもあり、これらの成果と経緯を踏まえつつ、今後も同和教育・啓発活動の着実な推進を図っていくことが求められています。

《施策の方向》

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題です。私たち一人ひとりが正しく理解し、自分自身の問題として考え、向き合い、解決に向け努力することが必要です。

平成 8 年（1996 年）5 月の「地域改善対策協議会意見具申（資料 P3）」を尊重するとともに、「人権教育・啓発の推進に関する法律」及び「部落差別解消推進法」の目的を実現するために、国や県と連携し、以下のとおり取り組みを推進します。

(1) 学校教育における推進

学校教育における人権・同和教育は、部落差別をはじめ高齢者、障害者、女性に対する差別など、あらゆる差別解消のための教育です。

- 人権・同和教育に対する責務の大きさを自覚し、児童・生徒の発達段階に応じた教育計画を立て、全ての児童・生徒が真に人権の尊さを認識し、いかなる差別も許さない態度を身に付けることができるように努めます。
- 自由と平等を愛し、基本的人権を尊重する社会の形成者となるよう、「部落差別解消推進法」について、引き続き周知徹底を図り、全ての教職員の理解の下に学校教育のあらゆる場面で人権・同和教育に取り組むよう努めます。

(2) 社会教育における推進

同和問題については、市民一人ひとりが自らの課題として捉え、解決に向けて主体的に努力、実践していく必要があります。

- インターネットを悪用した差別や地区間い合わせ等、同和問題の新たな差別の現実を受けて、市民への適切な教育・啓発が行われるよう、研修内容の充実に努めます。
- 社会教育や生涯学習をはじめとする各種教育における学習機会を捉え、社会教育指導員とともに、教育・啓発に積極的に取り組みます。
- 家庭、学校、地域の三者が相互に連携を図りながら、あらゆる機会を捉えた教育・啓発活動を進めます。
- 研修や広報等を活用し「部落差別解消推進法」の趣旨について周知及びその理解を深めるための啓発活動に努めます。

(3) 啓発活動の推進

① 市民への啓発

市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、同和問題についての正しい理解と認識を深めるよう引き続き啓発活動を積極的に推進していく必要があります。

- 市報やまちづくり推進センターだより、ホームページ、ケーブルテレビなどのマスメディアを活用した啓発に努めます。
- 講演会、パネル展等の開催による啓発についても、市民がより身近なものとして参加できるよう努めます。

② 企業等への啓発

就職の機会均等を確保することは同和問題を解決するための重要な課題です。このことから、雇用主が同和問題についての正しい理解と認識の下に、差別のない公正な選考、採用を行うことが必要不可欠であり、企業等への啓発を推進していく必要があります。

○差別のない明るい職場づくりを進めるため公正採用選考人権啓発を推進している公共職業安定所の取り組みに協力します。

○引き続き、市内の企業等に、職員に対する啓発・研修に取り組むよう働きかけます。

③ えせ同和行為に対する啓発

えせ同和行為（資料P1）は、行政や関係機関・団体が努力している同和問題の解決に向けた教育や啓発の効果を覆し、問題の解決に真剣に取り組んでいる人々や問題に対する国民の印象を著しく損ねるものです。さらに、この行為は国民に対して誤った意識を植え付けることにもなり、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっています。

○えせ同和行為の排除に向け、市民への啓発に努めるとともに、不当な要求には毅然とした態度をとることが大切であり、こうした行為の排除については、法務局、警察等関係機関と連携していきます。

（4）同和教育集会所の事業推進

本市では、同和問題の完全解決は行政の責務であるとの認識の下、市民の同和教育の向上と日常生活課題の教育的な場として同和教育集会所を設置し、各種教養講座、相談をはじめ人権・同和問題に関する会議など、同和教育の推進を図ってきました。

○核家族化や高齢者世帯の増加に伴う社会福祉に関する取り組みや相談事業の充実を図ります。

○人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための活動の推進を図る場として充実に努めます。

○地域社会の中で開かれ、地域住民や社会教育団体などの学習や教養講座等の文化活動の場として、多くの市民が利用できるよう充実を図ります。

○ 部落差別解消推進法が施行されました。

◇法律が制定された社会的背景

- ・インターネットの普及に伴う、その匿名性や拡散性を悪用した差別事象が発生しています。
- ・「戸籍謄本等不正取得事件」や「全国部落調査」の復刻版を出版する動きなど、悪質な差別事件が起きています。
- ・平成 14 年（2002 年）3 月に特別措置法が失効し、同和地区や同和関係者を対象とした特別対策を終了し一般対策に移行されたため、「部落差別はなくなった」「同和行政・同和教育は終わった」などの誤った認識が広がりました。

◇法律のポイント

- ・現在もなお、部落差別が存在するという国の認識が明確に示されました。
- ・日本国憲法の理念からも、部落差別は許されないこと、解消することが重要な課題であることが示されました。
- ・部落差別解消のための教育及び啓発の必要性が明記されました。



人権・同和問題啓発パネル展

2 女性に関する問題

《現状と課題》

- 平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」が施行されてから約 20 年が経過しています。65 歳以上の高齢化率も 2 割を超えており、高齢化の進行や、家族の暮らし方や個人の考え方の多様化など、社会情勢は大きく変化しています。
- 本市においては、平成 15 年（2003 年）3 月に「鳥栖市男女共同参画行動計画」を策定、平成 25 年（2013 年）3 月には「第 2 次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画」を策定し、男女共同参画社会づくりを推進してきました。
- 平成 28 年度（2016 年度）に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という性的役割分担意識を否定する比率は 66.4%で、全国調査の 54.3%を上回る結果となりました。
- 平成 27 年（2015 年）国勢調査における労働力率を男女別にみると、男性は、20 歳代半ばから 50 歳代後半まで、約 90%の高い割合の人が働いているのに対し、女性は、30 歳代に入ると働く人の割合が減少し、40 歳代にかけて再び上昇するM字型の曲線になっています。これは、結婚・出産で就業を一時的に中断し、子育てが終わった時点で復職又は再就職するという、女性の働き方の特徴を表しています。
- 平成 27 年（2015 年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（女性活躍推進法）」が施行されたことを踏まえ、男女平等な立場で仕事と家庭を両立させ、女性が十分に能力を発揮して活躍できるような環境整備に向けた取り組みを進めていくことが求められています。
- 多くの分野において女性の参画が進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画を含めた女性の活躍は十分とはいえない状況が続いています。
- 男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（資料P5）の推進が男性にとって、また、事業所にとっても、有益であることの理解がまだ十分ではありません。
- DV（資料P5）やストーカー（資料P2）、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の暴力は重大な人権侵害であるにもかかわらず、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識が十分ではありません。
- DV被害者は、暴力により孤立し、支援に関する情報が届きにくい状況に陥っていることも少なくありません。

《施策の方向》

本市では、「第 2 次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」の基本目標を踏まえ、男女がお互いの人権を尊重し、真の男女平等意識の定着を図り、男女共同参画社会を形成するための取り組みを積極的に推進します。

(1) 男女共同参画の意識の形成

① 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進

- 性別に関わりなく平等感や思いやりを育む、教育活動の充実を図ります。
- 子どもの個性や能力を認め、生かしていく教育活動を推進します。
- 人権の尊重や男女共同参画への理解を広める学習の機会を提供します。

② 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

- 誰もが参加しやすくなるように、広報・啓発に努めます。
- セミナーやフォーラム等を開催し、参加者に啓発を行います。
- 男女共同参画に関する情報を収集し、提供します。

③ 男女共同参画を推進する人材の育成

- 男女共同参画に理解のある人材情報を収集し、登録・活用します。
- 地域における男女共同参画の理解を推進する人材を育成します。
- 男女共同参画を推進する人材に様々な情報を提供します。

(2) 男女が共に支える社会づくりのための環境の整備

① 男女が共に働きやすい労働環境の整備

- 育児休業や介護休業等の制度を周知します。
- 働きやすい職場づくりに関する広報・啓発を行います。
- 働きやすい労働環境の先進事例を紹介し、事業所等に奨励します。

② 仕事と生活の調和を図る環境の整備

- 仕事と家庭生活等の両立のため、保育サービスの充実を図ります。
- 介護・福祉サービスによる要介護者等や家族の支援を行います。
- 男性の子育てや介護等への参加を促進します。
- 誰もが自分の能力を生かし、働き続けられる環境を整備します。

③ 女性活躍推進のための環境整備

- 女性の労働条件や経済的地位の向上を図ります。
- 子育て等で仕事を中断した女性に対し、起業や再就職支援の機会をつくります。

(3) 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり

① 個人の自立を支える環境整備

- 子育てに困難を抱える家庭の生活の安定と自立を支援します。
- 高齢者が健康で充実した生活を送るための支援を行います。
- 高齢者や障害者の社会参加や生きがいをづくりを進めます。

② 性と健康を尊重する環境整備

- 妊娠・出産・育児期における支援や相談を充実します。
- 性と生殖に関する健康と権利について啓発を行います。

③ 配偶者等に対する暴力の根絶

- DVやセクシュアル・ハラスメント等の暴力は、人権を侵害する犯罪行為であるという理解を広めるため、市民及び職員への意識啓発を行います。
- 様々な立場のDV被害者が相談しやすいような体制を整え、庁内が一体となった協力・支援を進めます。
- DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう、窓口担当者等に対する定期的な研修を実施します。



河内ダム

3 子どもに関する問題

《現状と課題》

- 日本国憲法は、基本的人権の尊重を基本理念の一つに掲げており、これに基づく教育基本法、児童福祉法、児童憲章は、その基本理念として、全ての子どもの人格を認め、尊重し、その健やかな育成を図ることを社会全体の責務としています。平成6年（1994年）4月に我が国が批准した「児童の権利に関する条約」では、子どもを権利の主体として認め、子どもの成長、発達を保障するため、保護者をはじめ社会全体が最善の努力をすることが明記されています。
- 平成16年（2004年）には、平成12年（2000年）に施行された被虐待児の早期救済などを目指す「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」が改正され、国や地方公共団体の取り組みを強化することや子どもの安全確認のための立ち入り調査の強化などが規定されています。また、平成28年（2016年）6月3日に改正された「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」において、児童の福祉を保障する原理が明確化されるとともに、家庭で適切な養育を受けられない社会的養護については、原則として里親等の家庭養護を優先し、施設養護についても小規模で家庭的な養育環境としていくことが求められています。
- いじめについては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成25年（2013年）9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されました。
- 市内小中学校においては、毎月10日を「いじめ・いのちを考える日」と定め、定期的にアンケートを実施するなど、いじめの未然防止・早期発見に努めています。
- 本市では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うことを目的とした、「子ども・子育て支援事業計画」及び、妊娠期（胎児期）から高齢期までのライフステージにおいて、健康的な生活習慣づくりの実現などを目的とした「うららトス21プラン」により、子育て支援や子どもの健全育成に関する各種施策の実施や数値目標を具体的に挙げ、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めてきました。
- 少子化や核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化などにより、家庭や地域における子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、ひとり親家庭、障害児とその家庭、児童虐待のおそれのある家庭など、配慮が必要な家庭が増加しています。個々の状況に応じ、専門性を持つ機関と連携した対応を行うことに加え、家庭や地域社会と連携して、子どもの健全な心身の発達を図り、他の児童との関わりの中で人権を大切にする心を育むなど適切な対応をする必要があります。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童・生徒を守るため、様々な場面を想定

し、平成 24 年（2012 年）に策定した「鳥栖市通学路安全対策プログラム」に基づき、児童・生徒の危険予測能力、危機回避能力等の向上に努めてきました。

○学校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づいて各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止や早期発見・早期対応など適切に対応できる校内体制や関係機関等との連携の充実が図られています。

○アプリケーション（資料P1）の利用が可能なスマートフォンのほか、インターネット利用に起因した児童買春をはじめ、児童の心身に有害な影響を与える福祉犯罪（資料P4）被害やいじめ被害等を背景とした不登校の相談が増加しています。

○近年、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童・生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化しており、若年層のエイズ（資料P1）をはじめとする性感染症（資料P2）並びに人工妊娠中絶も問題となっており、性に関する正しい知識を身に付けた心身ともに健やかな子どもを育成する必要があります。

○県が実施した「国民生活基礎調査」によると、佐賀県の子どもの貧困率は昭和 60 年（1985 年）では 10.9%でしたが、平成 27 年（2015 年）は 13.9%となり、子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるという結果になっています。子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることがないように支援する必要があります。

《施策の方向》

市民一人ひとりが豊かな人間関係の中で暮らせる社会の構築を目指して、人権尊重の精神を定着させ、児童・生徒の健全育成のための諸施策を推進していくとともに、子どもの人権尊重及び擁護に向けた取り組みが必要です。

また、全ての子どもは、大きく伸びていく可能性を秘めており、愛情や信頼感などの豊かな人間関係の中で成長していくことによって、人を思いやる心を育てていくことができます。こうしたことから、児童福祉並びに子どもの権利に関する理念の普及を図るために啓発を積極的に行うとともに、子どもが成長していく社会環境の点検や改善、あるいは学習機会の提供などを積極的に推進します。

（1）啓発活動の推進

児童福祉並びに子どもの権利に関する理念の一層の周知と、子どもたちを取り巻く諸問題に対する社会的関心を高めるため、市報やホームページ、テレビ、ポスターなどを活用した啓発活動の展開や各種研修会を実施します。

(2) 子どもの権利に関する理念の教育・啓発

子どもが人種、性別、出身などで差別されることなく、権利の主体として認められ、健やかに成長し、発達していくことを保障するため、子どもたち一人ひとりの特性を生かし、個人を大切する教育が行われるように、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発に努めます。

(3) 子育て支援の充実

子育て中の家庭にとっては、行政の子育て支援及び保育機関におけるサービスの充実や、地域での支え合いが必要です。

そのため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に努め、子どもたちの健やかな成長、発達を支援します。

保育機関においては、健康で安全な情緒の安定した生活ができる環境を整備し、子どもが自己を十分に発揮しながら活動できるように、家庭や地域と連携を図り、健全な心身の発達を図ります。

また、保育所・幼稚園等に通っていない子どもの家庭については、子育て支援センター（資料P1）などの相談支援の機能を充実し、安心な子育てを支援します。

(4) 相談体制の充実

子どもを取り巻く社会環境の変化に伴い、虐待や育児放棄などによる子どもの人権侵害など、健やかな成長を阻害される要因が増加し、内容も多様化しています。子どもも一人の人間として、その人権が尊重され、守られなければなりません。

育児不安や孤立感に対応し、児童虐待の予防・早期発見に努めるため、家庭訪問や育児教室、育児に対する疑問や悩みの相談等の地域の子育て支援など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、子育て支援の関係各課、関係機関・団体と連携し、相談支援の整備を推進します。また、PTAや子どもクラブなどの協力を得ながら、地域ぐるみで子どもが気軽に相談できる体制を築くよう努めます。

(5) 児童虐待防止への取り組み

虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには、関係機関で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。このため、子どもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場である要保護児童等対策地域協議会において、個別ケースの実態把握を行うとともに、学校、保育所・幼稚園等、民生委員・児童委員など児童虐待を察知しやすい立場にある職種の人々と連携を図って、事態の未然防止及び早期発見に努め、児童相談所と協議し、速やかな対応を行います。

(6) いじめ問題への取り組み

- 「鳥栖市いじめ防止基本方針」により、いじめの防止及び解決を図るための総合的な施策を実施し、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下、「いじめを決して見逃さない、いじめは絶対に許されない」という意識を共有し、本市全体でいじめを許さない風土づくりを進めていきます。
- 「鳥栖市いじめ防止基本方針」に基づいて各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、いじめの発見・通報を受けた場合には、子どもたちが安心して学校に通えるように必要な措置を講じます。
- いじめの未然防止・早期発見を図るため、スクールカウンセラー（資料P2）やスクールソーシャルワーカー（資料P2）などを活用した各種相談事業を実施するとともに、本市が設置している「心の悩みテレフォン相談」の周知に努めるなど、教育相談体制の充実を図ります。

(7) 健全育成に向けての取り組み及び健康被害・性的被害の防止

- 子どもを取り巻く社会環境は、発展途上である子どもの人格形成に強い影響を及ぼしています。SNS（資料P5）を含むインターネットの利用が急速に拡大している一方、その利用は危険と隣り合わせです。インターネット上の有害情報などから子どもを守るために、子どもを取り巻く社会環境について、関係機関と連携しながら情報提供、情報共有を実施します。
- 関係機関や団体、地域との連携を図りながら、子どもの心身を鍛え創造性や自主性、協調性を育むため、健全育成の拠点となる場や機会を提供し、心身ともに健康な子どもたちを育成する事業を推進します。
- 学校においては、思春期の児童・生徒を対象に、妊娠、出産、育児やエイズをはじめとする性感染症の予防などについての保健教育を実施するとともに、性に関する正しい知識の習得と、生命の尊厳や母性の社会的機能などの重要性を認識させるため、発達段階に即した教育に努めます。
- 社会的弱者である子どもの安全を確保するために、子どもや保護者の防犯意識、性に対する正しい理解と知識を高めるための広報や啓発活動を実施し、地域社会での見守りを推進します。

(8) 子どもの貧困対策

容易に解決できない貧困の問題を、子どもと保護者だけでなく社会全体の課題として捉え、その状況にある子どもが健やかに育成されるよう、家庭・地域・行政が一体となり、それぞれの役割を認識し、子どもを総合的、多面的に支援します。また、様々な課題を持つ子どもたちへの教育の支援や経済的支援などの施策を、県や地域の関係機関等と連携しながら実施します。

4 高齢者に関する問題

《現状と課題》

- 我が国では、平均寿命の延びと少子化の進行による若年人口の減少から、世界に例を見ない速さで高齢化が進展し、平成 29 年（2017 年）10 月 1 日現在、65 歳以上の高齢者人口は、総人口に占める割合が 27.7%（総務省統計局発表）となっています。
- 本市においても高齢者人口は増加しており、2020 年には 17,508 人（23.6%）に、2025 年には 18,442 人（24.4%）にまで増加する見込みとなっています。
- 平成 12 年（2000 年）に創設された介護保険制度により介護の社会化が進んでいますが、要介護者を抱える家族の心身の負担はまだ重く、今後ますます進展する高齢社会に対応するためには、年金、医療、福祉などの社会保障制度の改革が強く求められています。
- 本市では、平成 30 年（2018 年）3 月に「第 8 期鳥栖市高齢者福祉計画」を策定し、介護保険サービスを含めた高齢者福祉施策に積極的に取り組んでいます。
- こうした中、高齢者に対する虐待、介護放棄や高齢者の引きこもりなどの高齢者の権利が不当に侵害される事案など高齢者を取り巻く様々な問題が生じています。
- 高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して生き生きと暮らすことができるよう、市民一人ひとりが高齢化に伴う問題に対する理解を深めることがますます重要であり、高齢者の人権が尊重される社会の実現を目指した教育・啓発を推進していく必要があります。
- 近年、養介護施設従事者等による高齢者虐待認知件数は減少傾向にあり養護者による高齢者虐待件数は、概ね横ばいがありますが、潜在化している虐待もあると考えられ、引き続き高齢者虐待防止に係る理解促進、相談窓口の周知等を図っていく必要があります。
- 高齢者の権利が不当に侵害される事案などの様々な問題に対応するため、相談体制のさらなる充実を図る必要があります。
- 認知症（資料 P4）高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まっており、成年後見制度の利用促進を図る必要があります。
- 高齢者の社会参加がより促進されるよう、種々の活動の活性化と活動への参加を推進していく必要があります。
- 明るく活力のある長寿社会を維持するため、高齢者の意欲及び能力に応じた雇用機会の確保が重要です。

《施策の方向》

「ともに認め合い、支え合う、温かみと安心感のある住み良い地域社会を目指して～だれもが、生涯にわたり心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまち～」を基本理念に、市民一人ひとりが高齢化に伴う問題に対する理解を深め、全ての高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりに向けた取り組みを進めていきます。

(1) 市民意識の高揚

① 教育、啓発の推進

高齢者が、多年にわたり社会の発展に寄与してきた者として、敬愛されるとともに高齢者の一人ひとりが社会の構成員として尊重されるために、高齢者の人格や人権に十分配慮する必要があります。

このため、高齢者の人権に対する市民意識の高揚を図り、理解を深めるための教育・啓発を推進します。

② 社会参加への支援

高齢者が関わる行事を支援し、その行事を通じて高齢者福祉についての市民の関心と理解の促進が図られるように努めます。

(2) 学校における社会福祉の推進

学校教育においては、地域社会で熱心に活動している人の講師派遣や福祉サービス等の体験活動を通じて、高齢者に関する福祉教育の充実を図ります。

また、福祉施設などの訪問、学校行事への高齢者の招待などによる心の交流などを実施します。

さらに、児童・生徒に対し認知症サポーター養成講座を実施するなど高齢化社会に関する知識や、福祉、介護等の問題についての理解を深め、主体的に行動できる意識が育成されるよう努めます。

(3) 地域参加と健康づくりの推進

高齢者同士や世代間の交流、趣味や学習、ボランティア等の活動、就労など高齢者が様々な分野に積極的に参加していくことを支援するとともに、その受け皿となる、老人クラブや様々な自主的なサークルなどの活動や、シルバー人材センターの運営を支援します。

また、高齢者が病気の再発や体力の低下などをきっかけに、身体機能や生活機能が低下し、

家の中に閉じこもりがちになり、寝たきりや認知症などの状態につながることをないように、健康づくりを推進する視点から、民間事業所のサービスや地域のボランティアなどの社会資源の活用を図り、高齢者が健康の保持・増進や介護予防に積極的に取り組むことができる環境整備を進めます。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者人口の増加に伴う介護や医療などが必要な高齢者の増加に対応するため、介護、医療、保健、福祉がお互いに連携をとり、その地域で必要なサービスや施設を整備し、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるように、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う「地域包括ケアシステム（資料P3）」の構築に取り組み、介護保険の基本理念である、住み慣れた地域で高齢者が尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような環境づくりを推進します。

(5) 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

① 生活支援体制の充実

高齢者の多くが、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。高齢者が介護や支援が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、民間事業所のサービスや地域のボランティアなどの社会資源の活用、日常生活において外出等の移動手段の確保が困難な高齢者の支援といった、生活支援に関する様々な高齢者福祉サービスの展開を図ります。

② 高齢者への虐待防止への取り組み

高齢者が安全で安心な生活ができるように、地域の高齢者への総合的な支援を行っている地域包括支援センター（資料P3）と連携し、虐待の早期発見やネットワークの充実に努めます。

また、地域包括支援センターにおける高齢者や介護者等の保健、医療、福祉の相談事業を実施するとともに、他の関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。

③ 成年後見制度の利用促進

高齢者の権利や財産を守り、高齢者が安心して生活を送ることを支援するため国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域連携ネットワークの構築に向けた関係団体との協議を進めていきます。

5 障害者に関する問題

《現状と課題》

- 平成 18 年（2006 年）4 月 1 日に「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）」が施行され、身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれのサービスを利用する仕組みが一元化され、福祉サービスに係る経費が義務的経費となり、財源の安定化が図られました。
- 平成 23 年（2011 年）8 月に「障害者基本法」が改正され、障害者の定義の見直しや合理的な配慮が新たに規定され、平成 24 年（2012 年）には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）（障害者虐待防止法）」が施行されました。
- 平成 25 年（2013 年）には障害者自立支援法に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 24 年法律第 51 号）（以下「障害者総合支援法」という）」が施行され、同年「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）（以下「障害者優先調達推進法」という）」が施行されました。また、平成 28 年（2016 年）には「障害者差別解消法」が施行され、障害者に対する差別的取扱いを禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮を提供することが義務付けられました。
- 本市では、平成 8 年（1996 年）3 月に「鳥栖市障害者福祉計画」を策定以降、「ノーマライゼーション（資料 P4）」と「リハビリテーション」の理念を継承するとともに、「障害のある人が自己選択と自己決定により社会のあらゆる活動に社会の一員として参加、参画できる共生社会を実現する」ことを基本理念として施策を推進してきました。
- 国が定めた基本指針などを踏まえ、平成 28 年（2016 年）3 月に「第 4 期鳥栖市障害者福祉計画」を、平成 30 年（2018 年）3 月に「第 5 期鳥栖市障害福祉計画」をそれぞれ策定し、「障害者総合支援法」に基づくサービスである「自立支援給付」や「地域生活支援事業」、児童福祉法に基づくサービスである「障害児通所給付」を中心に、地域の実情に応じた施策を行うよう努めています。
- 「障害者差別解消法」及び障害者週間の認知度がそれぞれ低い状況にあります。また、障害の特性や具体的なサポート方法等が認識されておらず、障害者への声掛けやサポート等の具体的な行動につながっていません。特に、外見からは分かりにくい内部障害（資料 P3）や発達障害（資料 P4）などは、周囲から障害があることを理解してもらえないこともあります。
- 障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い、共に支え合いながら安心して暮らすことができる社会をつくるためにも、「障害者差別解消法」が求める「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」を推進する必要があります。
- 今後、障害者の地域移行の進展や高齢化による障害者の増加などが予想される中で、障害のある人もない人も共に幅広い分野にわたって学び、社会参画をすることができる環境づくりが求められています。

《施策の方向》

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていけるように、心身に障害があっても自分の力で物事を決定し、誇らしく生きることができるノーマライゼーション、リハビリテーションの理念の実現を目標とします。さらには障害のある人もない人も、みんなが互いに支え合い、社会参加できるまちづくりを目指し、次のような施策を推進します。

(1) 自立支援の充実

① 生活支援

障害者や障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の支援を適切に行います。

② 保健・医療

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

また、精神障害者の地域移行、社会復帰や社会参加の支援を行うとともに、難病（資料P4）に関する施策を推進します。

③ 生活環境

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障害者のための住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を図り、障害者に配慮したまちづくりを推進します。

(2) 地域生活への支援体制の充実

① 差別の解消及び権利擁護の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害者差別解消法」や障害の特性、障害福祉制度について、市報やホームページによる啓発を行い、障害を理由とする差別の解消に取り組めます。あわせて、障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取り組みを推進します。

② 行政サービス等における配慮

「障害者差別解消法」では、行政機関等については、障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で、対応することが求められています。今後も、障害者に対する理解の促進に努めるとともに、社会的障壁の除去について合理的な配慮に努めます。

(3) 社会参加・就労支援

① 教育、文化芸術活動、スポーツ等の振興

障害のある児童・生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障害のない児童・生徒とともに学ぶことができるよう、教育の充実を図ります。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ等を行うことができるよう環境の整備等を推進します。

② 雇用・就業、経済的自立の支援

県や公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、情報の共有化を図り、障害者の就労支援に努めます。

「障害者優先調達推進法」に基づき、就労継続支援A型・B型等の障害者就労施設が提供する物品及び役務を優先的に調達することに努め、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に努めます。

○ 障害者差別解消法が施行されました。

◇法律が制定された社会的背景

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度整備の一環として制定されました。

◇障害者差別解消法のポイント

「不当な差別的取扱いの禁止」

役所や会社、お店などの事業者が、障害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」

役所や会社、お店などの事業者に対して、障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応することが求められています。

《外見からは分からない障害などに関係するマークの一例》



ハートプラスマーク (資料P4)



ヘルプマーク (資料P5)



耳マーク (資料P5)

6 外国人に関する問題

《現状と課題》

- 本市の在留外国人数は、平成 29 年（2017 年）12 月末では 1,058 人で、対前年増加率は 113.8%の伸び率となっており、平成 19 年（2007 年）の 530 人と比べると、10 年間に約 2 倍となっています。
- 国籍・地域別では、ベトナム（279 人）が最も多く、次いでネパール（234 人）、フィリピン（135 人）と続き、全体の約 98%をアジア地域が占めています。
- 在留資格別では、留学生（448 人）が最も多く、技能実習生（資料 P1）（225 人）、永住者（154 人）の順となっています。
- 平成 30 年（2018 年）5 月 1 日現在で、日本語指導が必要な外国籍及び日本国籍の児童・生徒数は、小学校 2 人（2 校）、中学校 0 人（0 校）となっています。
- 平成 28 年（2016 年）に、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、ヘイトスピーチの解消に向けた国及び地方公共団体の責務が規定されました。
- 本市では、ヘイトスピーチが問題になるケースは起きていないものの、平成 26 年（2014 年）に複数の少年が外国人留学生に対し生卵などを投げつけるといった事件が発生しました。
- 本市では、多文化共生事業の一つとして、平成 26 年度（2014 年度）から市民と外国人住民との交流会「こくさいカフェ」を開催しており、平成 29 年度（2017 年度）の参加者数は、のべ 614 人でした。
- 国際的な交流の機会は経済や文化・教育など社会の様々な場面に広がっており、国際性豊かな人づくりが求められています。また、地域の一員である外国人住民が増えていくことから、外国人との交流や国際化に対する学習を通して、互いの人権を尊重し合う広い視野を持ち、国際理解を進めることにより、共に地域社会を支える存在であるという認識を持つ必要があります。
- 日本での生活に慣れていない外国人に対し日本語習得機会を提供することや医療情報や各種行政サービス、災害対策などの生活情報を分かりやすく提供することが必要です。また、生活する上で必要なごみの出し方や交通ルールについて、外国人住民の理解が不十分なため、市民から苦情が寄せられることがあります。外国人に対しても日常生活のルールやマナーをきちんと伝えることで、多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。
- 友好交流都市であるドイツ国ツァイツ市との交流においては、子ども交流事業を中心に、さらに市民の協力を得て多様な交流へと展開していくことも重要です。
- 国際交流に関する様々な施策を推進するために、県や関係団体等との情報共有を行い、さらに連携を深めていくことが重要です。

《施策の方向》

日本人や外国人の区別なく、誰もが同じ地域の生活者として、お互いの文化的な背景や習慣の違いを理解しながら、尊重し合い、暮らしやすいまちづくりを進めていくために、「互いに理解し合い、暮らしやすいまち」を目指すべき将来像とし、実現に向けて取り組んでいきます。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねません。このようなヘイトスピーチの解消に向け「相談体制の整備」「教育の充実」「啓発活動」などの取り組みについても、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨に基づき、さらに推進していきます。

(1) 国際理解の推進と人材の育成

① 小・中学校における国際化教育の推進

児童・生徒の異文化に対する理解を深め、外国人とのコミュニケーション能力を養うため、外国語指導助手を活用し、小学校や中学校での国際理解教育や外国語教育を推進します。

② 異文化理解のための各種講座の開催

市民を対象に海外での生活経験を持つ住民や外国人を講師とした国際理解講座や外国語講座を開きます。

③ 外国人の人権尊重

わたしたち一人ひとりが、外国人住民の持つ文化や生活習慣などの多様性を受け入れ、地域での交流を深め、人権を尊重し合う、国際化時代にふさわしい社会を築けるよう啓発に努めます。

(2) 国際交流活動の推進

① 友好交流都市や諸外国との交流の推進

文化、教育、芸術交流などの住民にとって身近で親しみやすい様々な分野において、友好交流都市のドイツ国ツァイツ市との交流を進めるとともに、諸外国との交流機会の情報提供に努めます。

② 民間交流団体との連携強化

国際交流を支援する市民ボランティアや民間の国際交流団体との連携を図るために、情報を共有し意見を交換する場をつくります。

③ 国際協力活動の支援

市民に対する国際協力への啓発を行うとともに、青年海外協力隊やシニアボランティアなどの国際協力活動へ参加し、活動する市民の募集や活動の広報などを支援します。

(3) 外国人への情報提供及び相談体制の充実

① 分かりやすい生活情報の提供

外国人住民に対し、外国語や平易な日本語を併記した生活ガイドブックや地図など日常生活に必要な情報を提供します。

また、本市を訪れる外国人にも分かりやすいように、市内の公共施設の表示や案内板などは、マークの活用や外国語併記を進めていくよう努めます。

② 外国人からの相談に対応できる体制の充実

外国人が訪れる窓口で、必要な行政サービスの情報提供に努めます。外国人の専門的な相談や問い合わせに対しては、民間交流団体や県国際交流協会等との連携を図り対応できる体制づくりに努めます。

③ 日本語教育によるコミュニケーションの支援

市民ボランティアと協力し、外国人住民に対する日本語や日本のルール・文化について学習できる環境づくりに努めます。

(4) 外国人との地域交流の推進

① 外国人住民の地域活動への参加支援

外国人住民に地域行事やボランティア活動などへの参加を促進するなど、地域住民との交流を進めるよう働きかけ、外国人住民が地域の一員として暮らすことができるよう支援します。

② 多文化理解に関する啓発活動の推進

関係団体と連携し、国籍や民族、文化の違いを越えて、互いに認め合い尊重し合う多文化共生の考え方を、広報紙やホームページなどを活用して市民に啓発します。

また、県国際交流協会や国際協力推進員などと連携し、多文化理解に関するセミナーや多文化理解に関する出前講座を創設するなど、啓発活動に取り組みます。

③ 外国人住民との交流機会の創出

市内で開催される様々なイベントにおいて、外国人と市民が触れ合う交流の場が増えるよう働きかけ、外国人住民との交流機会の創出に努めます。

○ ヘイトスピーチ解消法が施行されました。

◇法律が制定された社会的背景

- ・本邦外出身であることを理由として、我が国の地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動が行われています。

◇ヘイトスピーチ解消法のポイント

- ・外国にルーツがあることを理由にした、不当な言動を行うことは許されないことを宣言しています。
- ・国民は、差別的言動のない社会の実現に努めなければならないことが明確に示されました。
- ・相談体制の整備、差別の解消のための教育や啓発などの施策の必要性が明記されました。



【ツァイツ市を訪問】



【鳥栖市での交流】

国際交流都市ドイツ国ツァイツ市との交流

7 患者等に関する問題

《現状と課題》

○感染症や難病は、身体的、精神的、経済的に困難な状況にある患者やその家族が、周囲の思い込みや無理解などによる偏見や差別意識等により二重に苦しむことがあります。

○肝炎はその原因が、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、我が国では B 型肝炎ウイルス又は C 型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という）感染に起因する肝炎患者が多くを占めています。

肝炎ウイルスは、特定の血液凝固因子や集団予防接種により感染が拡大した経緯がありますが、主に血液を介して感染するため、日常生活では感染することはほとんどありません。最近では、C 型肝炎の治療が進展し、ほとんどの C 型肝炎は治癒できるようになり、また、B 型肝炎もウイルスの増殖を抑える効果が高い治療法ができる等、肝炎ウイルスに感染し肝炎を発症したとしても早期に治療を受けることにより、日常生活にほとんど支障がない状況となっています。

本市では、肝炎ウイルス検査を受けられた方で、精密検査や治療が必要な方にその内容を説明し、早期治療につながるよう支援を行っています。

○H I V 感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことを特にエイズ（A I D S）と呼んでいます。近年、治療薬の開発が飛躍的に進み、早期に服薬治療を受ければ免疫力を落とすことなく、通常の生活を送ることが可能になっています。平成 28 年（2016 年）末現在、日本での新規感染者及びエイズ患者数は累計で 2 万 7 千人を突破しています。世界中では年間 100 万人の死亡者が発生していることから、いまだ人類が直面する最も深刻な感染症の一つであると考えられています。

主な感染経路は、感染者の血液や体液を介して感染すると言われており、それらに接触がない限り、日常生活では感染する可能性は限りなくゼロに近いと考えられています。

エイズの感染経路や予防法を正しく知ることが重要です。

本市では、「世界エイズデー（資料 P3）」に合わせて、ポスター掲示やパネル展を行っています。

○ハンセン病は「らい菌」による感染症ですが、「らい菌」に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病しても早期に治療すれば治癒します。しかし、病気が治ったにもかかわらず、ほとんどの人が偏見・差別、後遺症、高齢化などのために、療養所での生活を余儀なくされていました。平成 8 年（1996 年）に「らい予防法の廃止に関する法律（平成 8 年法律第 28 号）」が施行され、国による強制隔離施策は終結しました。さらに、平成 21 年（2009 年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律 82 号）」が施行され、「何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、ハンセン病患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別する

ことその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と定められました。

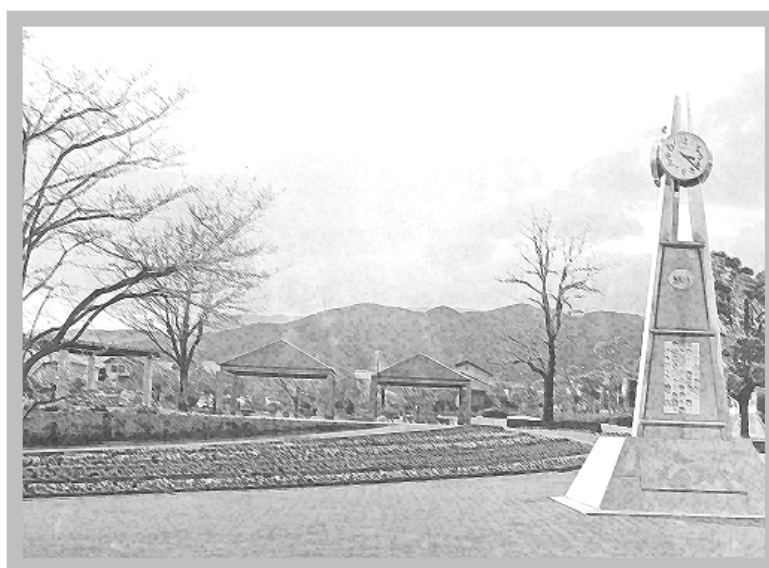
○難病については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療・療養を必要とし、経済的に大きな負担となるばかりでなく、病気によっては介護等に著しく労力を要することもあり、家族にとっても身体的・精神的な負担が大きくなっています。そのため、平成 25 年（2013 年）4 月より「障害者総合支援法」に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、平成 30 年（2018 年）4 月以降に対象となるのは 359 疾病となっています。

《施策の方向》

全ての人々の人権が尊重され、住み慣れた地域の中で安心して働き、生活できるよう、市民に対して、感染症やその予防方法、難病に対する正しい知識の普及を図るとともに、患者やその家族に対し支援制度等の情報提供を行うなど、県保健福祉事務所や医療機関等と連携を図りながら、教育・啓発活動を推進します。

(1) 啓発活動の推進

- H I V感染者やエイズ患者、ハンセン病患者、肝炎患者、難病患者等についての正しい理解と人権意識の高揚を図るため、県保健福祉事務所等の関係機関と連携した啓発や、パネル展やホームページなどによる市民への啓発活動を推進します。
- 学校教育においては、エイズ教育などを実施し、人権尊重や感染症等に対する正しい知識と理解の普及に努めます。
- 県保健福祉事務所が実施しているエイズや難病の相談や、県が実施している肝炎ウイルス検診の受診を勧めます。



ハツ並公園

8 犯罪被害者に関する問題

《現状と課題》

- 平成 29 年（2017 年）警察白書によると、平成 28 年（2016 年）中の全国の刑法犯認知件数は 99 万 6,120 件（前年比マイナス 10 万 2,849 件）となっており、件数自体は減少傾向にあるものの高い水準にあります。県内においても減少傾向にあり、件数は 5,089 件（前年比マイナス 333 件）となっています。
- 平成 29 年（2017 年）7 月に「刑法（明治 40 年法律第 45 号）」が改正され、
 - ① 強姦罪を強制性交等罪に改め、性別の規定を撤廃
 - ② 親など監護する立場の者の 18 歳未満の者に対するわいせつな行為等を処罰する監護者わいせつ罪等を設ける
 - ③ 性犯罪に関する親告罪（資料 P2）の規定を廃止し、本人等の告訴がなくても起訴できるようにするなど、性犯罪に関し処罰行為の拡大が図られました。
- 犯罪被害者等は、犯罪によって生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害後に生じる精神的ショック、失職等による経済的困窮、捜査や裁判等での精神的・時間的負担、プライバシーを侵害しかねないメディア報道などによる二次的被害のおそれもあります。それは被害者本人にとどまらず、その家族や友人などにも及びます。
- 欧米では、犯罪被害者の権利として、
 - ① 個人として尊重される権利
 - ② 加害者の刑事手続き等に関与し、知る権利
 - ③ 被害回復を求める権利
 - ④ 物質的・精神的・心理的・社会的支援を受ける権利等が確立し、社会全体で総合的に被害者支援を行う仕組みが構築されています。
- 近年、我が国でも犯罪被害者等の人権に対する社会的な関心が高まり、平成 17 年（2005 年）に「犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）」が施行され、平成 28 年（2016 年）には同法に基づき「第 3 次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するための施策が示されています。
- 県では、平成 26 年（2014 年）に「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」を施行し、同条例に基づく「防犯あんしん計画」を推進するとともに、平成 29 年（2017 年）4 月には、犯罪被害者等支援に特化した「佐賀県犯罪被害者等支援条例」を施行しています。
- 本市においては、見舞金制度を盛り込んだ「鳥栖市犯罪被害者等支援条例」を平成 29 年（2017 年）10 月に施行し、犯罪被害者等支援に努めています。
- 行政関係者の犯罪被害者等に関する情報や知識が十分とは言えず、一般市民の犯罪被害者等支援に関する理解も不足しています。

《施策の方向》

犯罪被害者等の人権を考えるに当たって、そもそも犯罪被害者等を生むような重大な犯罪そのものを未然に防止することが大切であるということはいふまでもありません。しかし、残念ながらそうした重大な犯罪が生じた場合であっても、決して二次的な被害を招くことがないよう、誰もが犯罪被害者等になる可能性があるとの認識の下に、国の「犯罪被害者等基本法」や「佐賀県犯罪被害者等支援条例」における推進計画を踏まえ、「鳥栖市犯罪被害者等支援条例」に基づく推進計画を踏まえた施策を推進します。

(1) 広報活動の推進

犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の重要性について、ポスターやリーフレット等の様々な媒体を活用するなど、広報啓発に努めます。

(2) 相談体制の充実

- 県や警察、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等への支援体制を整えるとともに、担当職員等を対象とした各種会議や研修会を通じて資質向上を図り、支援の充実強化を図ります。
- 犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように庁内に相談窓口を設けます。
- 犯罪被害者等に対しては、「鳥栖市犯罪被害者等支援条例」に基づき、支援を行います。



曾根崎の獅子舞

9 性的指向・性自認等に関する問題

様々な性的指向（資料P3）や性自認（資料P3）の人たちが、自分らしく生きていくための権利が尊重される社会づくりのための施策を推進します。

《現状と課題》

- LGBTsに関する公的な統計調査はありませんが、平成 27 年（2015 年）に民間企業
が実施した調査では、日本の総人口に占めるLGBTsの人たちの割合は 7.6%という
結果が出ています。数十人規模以上の企業等においては同じ職場にLGBTsの人たち
がいることが想定されますが、その理解や支援は進んでいません。
- 学校においても当事者の児童・生徒が少なからず存在していることが想定されます。
- LGBTsであることを隠さなくてはならない緊張や不安により、うつ病などのメンタ
ルヘルス（資料P5）の問題を抱える人も多いと言われています。
- 我が国では恋愛・性愛の対象は異性であるという固定観念が根強く、同性愛や両性愛等
の当事者は差別や偏見の対象となることをおそれたり、性的指向等を表明することによ
って差別を受け精神的苦痛を受けたりしています。
- 財産分与や相続など、異性のパートナーには認められている権利が、同性パートナーに
は認められていません。
- 一番身近な相談相手であるはずの家族からの理解が得られないケースも少なくありませ
ん。
- 平成 16 年（2004 年）の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成 15
年法律第 111 号)」の施行で、戸籍上の性の変更が可能となり、平成 20 年（2008 年）
の改正によって変更要件が緩和されましたが、性別適合手術が必要で身体的負担が大き
いこと等から依然としてハードルが高いのが現状です。
- 文部科学省から、平成 27 年（2015 年）に「性同一性障害に係る児童・生徒に対するき
め細かな対応の実施等について」が、平成 28 年（2016 年）に「性同一性障害や性的指
向・性自認に係る、児童・生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向
け）」が通知され、LGBTsの児童・生徒への配慮や相談体制の充実が求められてい
ます。
- 海外では、同性婚を認める国や地域も多くあり、スポーツ選手から大企業の経営者まで
幅広いジャンルの人たちが、自身の性的指向などを公表していますが、日本の国立社会
保障・人口問題研究所などの調査によると、友人がゲイ・レズビアンだった場合に「抵
抗がある」と答えた人の割合は、いずれも 50%を超えており、同性愛者への偏見は根
強い状況です。

《施策の方向》

(1) 啓発活動の推進

○学校教育においては、管理職をはじめ、人権・同和教育担当者、生徒指導担当者及び養護教諭等に対する研修機会を確保するとともに、学習資料を作成します。

○LGBTsに対する理解を社会全体に深めるため、多様な性についての啓発を行います。

(2) 相談体制の充実

○学校においては、日常の健康観察等により心身の健康問題の早期発見に努めるとともに、教職員の研修充実を図り、悩みや不安を抱える児童・生徒の良き理解者となることを推進することにより、健康相談、教育相談等による個別指導や相談体制の充実を図ります。

○佐賀県DV総合対策センターで行っているLGBTsに関する相談窓口の周知を行います。

LGBTsについて

人間の性は、少なくとも3つの要素（①生物学的な性（からだの性）、②性自認（こころの性）、③性的指向（好きになる性））が組み合わさって決定されています。（この他にも、社会的な性、性表現などの要素があると言われています。）

今日、多様な性のあり方が社会的に認識されるようになってきており、そうした中、次の4つのタイプに属する人たちには共通の社会的課題が多いことから、多様な性について考える際に、「LGBT」という言葉が使われることがあります。

- ・レズビアン（Lesbian：女性を好きになる女性）
- ・ゲイ（Gay：男性を好きになる男性）
- ・バイセクシャル（Bisexual：女性を好きになることも男性を好きになることもある人）
- ・トランスジェンダー（Transgender：生まれた時に割り当てられた性別と違う生き方をする人／したいと思っている人「性別違和」と表記することもある）

しかし、実際には「アセクシュアル（Asexual）」と呼ばれる恋愛感情や性的な欲求を持たない人、「クエスチョニング（Questioning）」と呼ばれる自分の性のあり方が何に分類されるのかを考えている人、決めたくないと考えている人など、色で例えるなら「グラデーション」であると言われ、様々な性のあり方があります。また、性のあり方を考える際に、異性愛を前提とする多数者に対して、それに合わない一部の人たちを「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」と称する考え方に疑問を持つ人たちもいます。

そのため、本基本方針ではこうした人たちの総称として「LGBTs」と表記します。「s」は、「LGBT」という概念に当てはまらない人たちがいることを表しています。

10 インターネットによる人権侵害

《現状と課題》

- 高度情報化社会（ICT（資料P5）社会）の急速な進展に伴い、今やインターネットは日常生活の一部になっています。
- インターネットは、孤立しがちなマイノリティ（資料P5）当事者が他の当事者や支援者となつながら大切な手段となっていますが、インターネットの普及に比例して、インターネットを媒介としたプライバシーの侵害や差別を助長する表現や虚偽のニュース等の流布も増加しており、その内容も複雑化・多様化しています。
- 特に、インターネットが持つ匿名性、容易性、拡散性などから、いったん情報が発信されると削除等が困難となり、取り返しのつかない事態を引き起こしています。
- 気軽に個人的な情報発信ができるブログ、SNSを使ったネットいじめ、あるいは児童・生徒が利用できるコミュニティーサイトを通じて犯罪に巻き込まれるケースもあります。
- 平成 14 年（2002 年）に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）」により、被害者はプロバイダー（資料P4）やサーバーの管理者などに対し、人権侵害情報の発信者の情報開示請求や削除要請ができるようになっています。
- 事業者へフィルタリング（資料P4）の提供を義務付ける「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）」や元交際相手などが性的な写真・動画をインターネット上に掲出することへの罰則を盛り込んだ「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成 26 年法律第 126 号）」が制定されました。
- 警察の統計によると、平成 28 年（2016 年）中の県内のサイバー犯罪（資料P1）検挙件数は 73 件と、平成 24 年（2012 年）の約 2 倍となっています。また、同年の警察へのサイバー犯罪に係る相談件数 657 件のうち 57 件が「名誉棄損・脅迫等」の人権に関わる内容になっています。
- インターネット上の情報は非常に膨大で、日々変化するため、速やかな状況把握が難しくなっています。
- 人権侵害のおそれがある不適切な情報を覚知し、削除要請を行っても、情報の違法性の判断が難しい場合もあって、実際に削除されるかどうかは、当該サイトの管理者等の主体性に頼っているのが実情です。
- インターネット上にいったん情報が掲出されると、すぐに拡散してしまい、複数のサイトに同じ情報が複写され、対応が追い付かなくなってしまう。特に、海外のサーバーなどに情報が移った場合には、事実上、対応ができなくなっています。
- インターネットを介したいじめや犯罪、経済的被害などから児童・生徒を守るというソフト面の対策が必要です。

《施策の方向》

インターネットによる人権侵害及びトラブルを防ぐためには、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル（セキュリティを含む）についての知識及び意識を底上げし、より安全で安心できるＩＣＴサービスを享受できる環境づくりが重要です。そのため、次の取り組みを積極的に進めます。

（１）啓発活動の推進

- 利用者一人ひとりが人権問題に対する正しい理解の下、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載することがないように、市民に対して啓発に努めます。
- 他人の人権を侵害するおそれのある悪質な書き込みや、個人情報の無断掲載などに対して、法務局や警察、県等と協力しながらプロバイダーなどに対し当該情報の停止・削除の自主規制を求めるなど、侵害状況の排除に努めます。

（２）学校における情報教育の推進

- 児童・生徒に対し、情報化の進展が社会にもたらす影響や、情報の収集・発信における個人の責任などについて理解させるため、情報モラル教育の充実を図るとともに、家庭（保護者）へ働きかけ、啓発に努めます。



新鳥栖駅

11 人権に関する様々な問題

前述の重点的に取り組むべき分野別人権問題のほかにも、次のような問題が存在します。

(1) 行政の個人情報保護

- 国では、個人情報の適正な取扱いのルールを定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」が平成 17 年（2005 年）4 月 1 日に全面施行されました。
- 本市においては、平成 15 年（2003 年）4 月に「鳥栖市個人情報保護条例」を施行し、個人情報取扱い事務を所轄する各課の長が個人情報管理責任者として慎重な管理を行っています。
- 平成 25 年（2013 年）に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」が施行され、今後、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を取扱う事案が拡大することが想定されることから、より一層の個人情報の適正な取扱いを確保する必要があります。
- 本市においても平成 28 年（2016 年）1 月に個人情報保護条例に加え、「鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を施行、更に平成 29 年（2017 年）9 月には「鳥栖市特定個人情報の取扱いに関する管理規程」を設け、個人情報の適切な管理、適正かつ円滑な運営に努め、個人情報の保護に取り組んでいます。
- 市民に対して“自分の情報は自分で守る”意識づくりに努めるとともに、民間事業者には個人情報の適正・安全な取得・管理への自律的な取り組みを支援します。

(2) 刑を終えて出所した人

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職や住居の確保が困難になるといった問題が発生しています。
- 再犯者率は年々増加傾向にあり、平成 29 年（2017 年）版犯罪白書によると、犯罪の全検挙者のうちの約 5 割が再犯者で、平成 24 年（2012 年）版と比較すると約 5%増加しており、再犯防止対策を推進する必要があります。平成 28 年（2016 年）12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）」（以下「再犯防止推進法」という）が施行され、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成 29 年（2017 年）12 月に政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」を策定しています。
- 罪を犯した高齢者や障害者の中で再犯に至るケースが多くなっていたことから、県では、地域定着支援センターを設置し、高齢又は障害により矯正施設（刑務所、少年刑務所等）から出所後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護司・保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる事業を実施しています。

- 刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要です。
- 本市では、犯罪者の更生、犯罪予防思想の普及・啓発及び安心・安全を図るため、更生保護サポートセンターへの支援や「社会を明るくする運動」事業などの保護司会活動等への協力を引き続き行っています。

(3) ホームレス等生活困窮者

- 失業などの経済的要因に加え、家庭問題などの個人的要因が複合的に絡み合っ、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずにホームレスとなることを余儀なくさせられている人たちがいます。
- ホームレスとなった人の多くは、衛生面や食事の確保、健康面での問題などを抱えており、また一部には地域住民との間にあつれきが生じ、ホームレスに対する嫌がらせ等の人権問題が発生しています。
- 平成 14 年（2002 年）に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）」が施行され、地域社会との協力の下、ホームレスの自立促進やホームレスとなることを防止するための生活上の支援などが定められました。
- 平成 27 年（2015 年）に「生活困窮者自立支援法」が施行され、ホームレスだけではなく、その「おそれのある」層も含めた、広く一定の住居を持たない生活困窮者が支援の対象とされました。
- ホームレス以外にも、様々な理由により経済的に困窮している人々が増加しており、生活保護に至る前段階での自立支援の強化が求められています。
- ホームレス等生活困窮者が抱える課題は多様で複合的であり、国、県、他市町、関係機関などと連携、協力しながら、市民の理解と協力を得て、自立支援などに関する施策の推進を図ります。

(4) 北朝鮮当局による拉致問題等

- 1970 年代から 80 年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は平成 3 年（1991 年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。
- 北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるため、政府においては、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしています。
- 国連においては、平成 15 年（2003 年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解

決を強く要求しています。

- 我が国では、平成 17 年（2005 年）の国連総会決議を踏まえ、平成 18 年（2006 年）6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 15 年法律第 96 号）」が施行され、国民世論の啓発を図ることとされました。
- 拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、関心と認識を深めることが求められています。
- 本市では「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12 月 10 日～16 日）を中心に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に努めています。

（5）人身取引

- 性的搾取や強制労働などを目的として暴力や権力の濫用等により行われる人身取引（資料^{P2}）は、重大な人権侵害で迅速かつ的確に対応すべき問題です。
- 国では、刑罰法令の整備と取締りの強化のほか、平成 26 年（2014 年）に「人身取引対策行動計画 2014」が策定され、関係省庁が一体となって対策に取り組むこととされています。
- 10 代、20 代の女性を中心に、アダルトビデオへの出演を強要されるなどのトラブルが問題になっており、これも一つの人身取引と指摘されています。
- 外国人労働者の不法就労が人身取引の温床となるケースもあります。
- 子どもや女性など人身取引の被害者となる対象によって、児童相談所や婦人相談所が対応するほか、警察においても専用電話や最寄りの警察署で相談に応じています。
- 被害の実態の把握、被害者を認知した場合の早期の対応を確保するため、関係機関との連携を進める必要があります。
- 「人身取引対策行動計画 2014」を踏まえ、県や関係部署と連携して被害防止に努めるとともに、被害者を認知した場合には、迅速に対応、支援、救済ができる体制を整備します。
- 子どもや女性、外国人などのそれぞれの分野において、人身取引の被害を受けないようパネル展などによる啓発を行っています。

（6）災害に起因する人権問題

- 平成 23 年（2011 年）東日本大震災、平成 28 年（2016 年）熊本地震、平成 29 年（2017 年）九州北部豪雨のような大規模災害が発生した場合は、避難生活が長期に及ぶことがあります。
- 避難所においては、プライバシーを確保することのほか、障害者や高齢者のような要配慮者に対する十分な支援が必要となります。
- 福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた人々に対して、根拠のない風評

- や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが社会問題となる事態も発生しています。
- 人権擁護の視点に立った避難所運営を図るとともに、被災者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、人権問題への理解を深めることが必要です。
 - 「鳥栖市地域防災計画」に基づき、国や県、関係団体との連携、役割分担を図りながら、災害発生時に人権が確保される取り組みを推進します。
 - 避難所運営において配慮すべき人権問題について、国や県、関係機関と連携した取り組みを進めます。
 - 市民がお互いに尊重し、助け合うことの重要性を認識してもらうため、共助についての理解を深める取り組みを進めます。

(7) その他の人権問題

- このほかにも、アイヌ（資料P1）の人々や中国残留孤児とその家族の人権に関わる問題など、様々な人権問題があります。
- 近年の世界情勢を見ると、地域紛争の激化等により多くの難民が生じており、それを受け入れる側の住民との間で新たな人権問題を引き起こしています。そうした事態は、朝鮮半島情勢などを踏まえれば、我が国も決して他人事ではありません。
- 私たちが社会生活を営む中においては、少なからず人権に関わる問題が存在し、常に高い人権意識を持つておくことが望まれます。
- 私たち一人ひとりが様々な人権問題を「自分事」として考えられるよう、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。



村田の浮立